

熱海市告示第38号

熱海市悪質電話対策機器購入費助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月23日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市悪質電話対策機器購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が属する世帯において悪質電話対策機器の購入又は設置に要する費用を助成することにより、悪質商法又は特殊詐欺を目的とする電話による被害を未然に防ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「悪質電話対策機器」とは、次の各号のいずれかに該当する機能を有する固定電話機又は固定電話機に接続可能な機器をいう。

- (1) 電話の着信時に通話の内容を録音することを相手に伝え、当該内容を録音する機能を有するもの
- (2) 悪質電話の着信を自動的に判別して通知し、又は自動的に着信を拒否する機能を有するもの

2 この要綱において「悪質商法」とは、一般消費者を対象とした商取引であって、違法又は不当な手段を用いるものをいう。

3 この要綱において「特殊詐欺」とは、対面することなく人を欺き、現金その他の財物をだまし取る行為をいう。

4 この要綱において「悪質電話」とは、悪質商法又は特殊詐欺を目的とする電話をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、悪質電話対策機器の購入又は設置をした者で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 現に本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 65歳以上の者又はその者の属する世帯の世帯員であること。
- (3) 前2号の規定に該当する者が居住する市内の住居に設置すること。
- (4) 助成対象者及びその世帯に属する者が、市税等を滞納していないこと。

2 助成金の交付は、助成対象者の属する世帯につき1回限りとする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、悪質電話対策機器の購入又は設置に要する費用（不随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除く。）に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1万円を上限とする。

（助成金の申請）

第5条 助成金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、悪質電話対策機器購入費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、購入又は設置の日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 悪質電話対策機器の購入又は設置に係る領収書の写し
- (2) 悪質電話対策機器の機能が確認できる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに費用の助成の可否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 申請者は、前条の規定により助成の決定を受けたときは、速やかに熱海市悪質電話対策機器購入費助成金請求書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

（助成金の返還）

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が偽りその他不正な手段により助成金を受給したとき、又は助成金の受給後に対象者でないことが判明したときは、助成金の全部又は一部の支給の決定を取り消し、受給者にその返還を請求するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に購入又は設置をした悪質電話対策機器について適用する。